

山口市働き方改革推進企業応援事業業務委託仕様書

1 業務名

山口市働き方改革推進企業応援事業

2 業務の目的

少子高齢化に伴い労働力人口が減少していく中、地域経済の継続発展のためには、様々な事情で潜在的労働力となっている多様な人材が就業可能な職場環境や制度の創設など、それぞれが抱える事情に合わせた柔軟な働き方を実現し、働くすべての人がその意欲と能力を発揮できる、働きやすい魅力ある職場環境を整備することが重要となる。

本事業では、地元企業である山口県央連携都市圏域内の企業の就労環境改善及び人材定着促進を目指し、企業における「働き方改革」の必要性について啓発し、意識改善と職場環境改善に対する取組の促進を図る。

また、コロナ禍において全国的に有用性が高まったテレワーク等の柔軟な働き方については、子育てや介護等で長時間の職場での就労が難しい人材から希望する声が高まっていることから、本市の9割を占める中小・小規模事業者のデジタル化の取組を支援し、テレワーク等の普及啓発を行うほか、企業の生産性向上や業務効率化を促進する。

3 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務の内容

- (1) 業務の目的に沿って応募者が企画する事業であり、事業の実施にかかる企画運営業務とする。ただし、企画提案事業の中に下記の必須事業に基づく事業を含むこと。
- (2) 運営については、広報、参加者の募集及び取りまとめ、会場の手配・設営、運営スタッフの手配、当日の受付、進行管理等一切の業務を行うこととする。
- (3) 事業ごとに参加者へのアンケートを実施し、集計・分析を行い、実績報告書に反映すること。また、セミナー後も参加者に対してフォローアップを行うこと。
- (4) 他の就労支援機関と連携し、効果の向上を図ること。

必須事業の内容

1 目的

山口県央連携都市圏域内の中小企業・小規模事業者を対象として、業務の切り分けやデジタル化による柔軟な働き方の導入をはじめとした、様々な事情を持つ人材が働きやすい職場環境づくりや、業務効率化による残業時間の縮減など、生産性向上と従業員の就労環境改善を目的とした「働き方改革」への前向きな取組みを促進するセミナー等を開催し、さらに会社別の課題解決のための個別相談を実施することにより、地元の中小・小規模企業の働き方改革の推進を目的とする。

2 事業の主な内容

(1) セミナー等の開催

働き方改革の促進につながるセミナー等を2回以上開催する。

なお、セミナー等の内容については、コロナ禍において有用性が高まったテレワークなどをはじめとした、各企業のデジタル化を推進し、生産性の向上や、時間や場所に囚われない柔軟な働き方の整備に向けた内容を含むこと。

また、日程、テーマ、講師及びセミナー構成等において、経営者層を含め、多くの企業からの参加を促すとともに、参加企業の意識改革や具体的な行動につながる工夫を行うこと。

(想定参加企業数：30～40社程度)

(2) セミナー等参加者への個別相談の実施

(1)のセミナー等への参加者を対象に、個社の課題を聞き取り、課題解決に向けた個別相談を実施する。

3 その他業務委託内容

(1) セミナー等の参加者募集

チラシを作成し、圏域内の経済団体、関係機関及び市町等を通じて広く圏域内企業に周知を行うこと。また、地域情報誌への掲載や、ターゲット層が多く利用するSNSなども活用し、効果的に集客できるよう周知を行うこと。

(2) セミナー終了後の参加企業の状況確認

セミナー参加企業に対し、参加後に自社で取り組んだ内容や成果、改善を進めるうえで見えた新たな課題等の聞き取りを行うなど、各企業へのフォローアップを行うこと。また、その結果を実績報告書に反映すること。

5 提出物

事業を完了したときは、事業ごとの内容や実績等をまとめ、報告書として提出すること。

6 委託経費及び経理に関する留意事項

(1) 対象経費は以下のとおりとする。

企画運営業務にかかる人件費、消耗品購入費、機械・機器レンタル・リース料、旅費、広報費、会場使用料、印刷製本費、一般管理費ほか、事業の実施に必要と認められる経費

(2) 対象経費は、他の経費と明確に区分して整理すること。

(3) 要した経費は、領収書、金融機関口座の通帳等で確認できるようにすること。

また、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておくこと。

(4) 要した経費は、業務完了時に精算することとする。

(5) 業務に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

7 その他

(1) 業務内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。

(2) 業務遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。

(3) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、市と受託者が協議のうえ決定するものとする。